

●香川県告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成20年4月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	名 称	所 在 地
平成17年12月31日	須賀産婦人科医院	丸亀市西本町1丁目3番22号
平成19年1月1日	豊嶋歯科医院	三豊市高瀬町上勝間1669番地